

L/C発行依頼書の記入方法

輸入取引の開始にあたって、銀行に信用状の発行を依頼する際には、信用状開設依頼書を作成して、これを提出します。

では、実際にはどのようなことを依頼書に記入するのでしょうか？

信用状の様式については、明確・正確かつ完全な指示によって、貿易取引を円滑に進めるため、国際商業会議所において信用状の標準様式が制定されていて、当行もこの形式に則っています。

信用状

開設依頼書

信用状開設依頼書の内容について、現在当行が実際に使っている「APPLICATION FOR IRREVOCABLE DOCUMENTARY CREDIT(信用状発行依頼書)」に基づいて見ていきましょう。

① **ご依頼日**:信用状の発行希望日をご依頼日と異なる場合は、別途下段にご記入下さい。

② **信用状の通知方法**:現在当行では、FULL CABLE(電信)のみの取扱となっています。

③ **無確認信用状による発行**:確認信用状*とは、発行銀行以外の銀行が支払い保証を追加確認した信用状のことです。発行銀行が、輸出者側にとって馴染みが薄い等の理由で不安がある場合に、この形式を用いることがあります。しかし、当行発行の信用状は海外からの信用度が高いので、確認を要求されることはほとんど無く、原則としては無確認信用状で発行しています。

④ **譲渡可能**:譲渡可能信用状*を発行する場合は、Transferableの表示が必要になります。

⑤ **通知銀行**:輸出者に対し、信用状が発行されたことを通知*する銀行を記入します。通常は、輸出者の所在地または近接地にある、発行銀行のコルレス銀行*を記入します。

⑥ **受益者名・住所**:受益者名と住所を正確に記入して下さい。速やかに通知できるよう、電話番号等が記入されていれば、なお良いです。

⑦ **ご依頼人名・住所**:信用状発行依頼人の名称および住所を正確に記入して下さい。

⑧ **L/C発行金額***:信用状金額を、通貨も表示して正確に記入して下さい。

⑨ **有効期限*と書類の提示場所**:信用状の有効期限と、書類の提示場所を記入して下さい。信用状の有効期限は、船積期限に船積書類の提示期間を加算した日付になります。

⑩ **船積期限***:積出日の最終日を、明確に記入して下さい。

⑪ **呈示期間***:船積書類の銀行への呈示期間を記入します。取引の性質等によって妥当な期間は異なりますが、通常は10日程度、長くても21日以内と考えられます。

⑫ **船積地・陸揚地**:特定の地点(港など)または特定の国・地域など、必要に応じて明確に記入して下さい。

⑬ **分割船積***:分割船積を許容する場合は「ALLOWED」、禁止する場合は「PROHIBITED」にチェックして下さい。

⑭ **積替**:積替を許容する場合は「ALLOWED」、禁止する場合は「PROHIBITED」にチェックして下さい。

L/C発行依頼書の記入方法

APPLICATION FOR IRREVOCABLE DOCUMENTARY CREDIT (信用状発行依頼書)

TO THE HOKURIKU BANK, LTD.

店番・店名 検印 係印 ファックス 確認印	店番 店名 検印 係印 ファックス 確認印	店番 店名 検印 係印 ファックス 確認印	店番 店名 検印 係印 ファックス 確認印	店番 店名 検印 係印 ファックス 確認印	店番 店名 検印 係印 ファックス 確認印
-----------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------

% NO. : LC: 取引先番号 : 02: 輸入ユーザンス 希望する 希望しない
 ハネ返り融資 希望する 希望しない
 ・本邦ローン
 ・アクセプタンス
 ・円建期限付
 ・異種通貨()

ご依頼日 DATE : 発行日 ISSUING DATE : DD: 年 ①月 日
 発行希望日(ご依頼日と異なる場合) : 信用状の通知方法 ② FULL CABLE
 無確認譲渡可能 UNCONFIRMED (確認信用状をご希望の場合は窓口にご相談下さい) ③
 TRANSFERABLE (譲渡銀行は通知銀行) ④

通知銀行 ⑤ : AD: CO: 国名
 ADVISING BANK
 受益者名・住所 ⑥ : BN: 国名
 BENEFICIARY'S NAME AND ADDRESS
 船積港 ⑫ : FM: 陸揚港 : TO: ⑬
 SHIPMENT FROM TO
 分割船積 : PA: ⑭ ALLOWED PROHIBITED 積替 : TR: ⑮ ALLOWED PROHIBITED
 PARTIAL SHIPMENTS TRANSHIPMENT
 有効期限 : EX: ⑨ DATE AND PLACE OF EXPIRY 船積期限 : SH: ⑩ LATEST DATE FOR SHIPMENT
 ⑪ DAYS AFTER THE DATE OF SHIPMENT BUT WITHIN THE VALIDITY OF THE CREDIT.

THIS CREDIT IS AVAILABLE WITH ⑯ (ANY BANK / THE ADVISING BANK) (BY NEGOTIATION / BY ACCEPTANCE) AND, BENEFICIARY'S DRAWN AT ⑰ (AT SIGHT / AT _____ DAYS SIGHT) FOR (FULL ⑱ INVOICE VALUE / _____ % INVOICE VALUE) DRAWN ON YOU ⑲ (YOUR CORRESPONDENTS.

要求書類 : DN: Y. N. ⑲ SIGNED COMMERCIAL INVOICE IN _____ : ID: _____ (% NO. または % NO. 等).
 : BL: (船荷証券または航空運送状)
 ⑳ FULL / () SET OF CLEAN ON BOARD OCEAN BILLS OF LADING MADE OUT TO ORDER _____ AND BLANK ENDORSED, AND MARKED FREIGHT (PREPAID / COLLECT) AND NOTIFY (APPLICANT / _____).
 ㉑ CLEAN AIR WAYBILL CONSIGNED TO THE HOKURIKU BANK, LTD., _____ BRANCH (都市名), AND MARKED FREIGHT (PREPAID / COLLECT), AND NOTIFY (APPLICANT / _____).
 : IP: (保険証券)
 ㉒ MARINE (OR AIR) INSURANCE POLICY OR CERTIFICATE IN DUPLICATE, ENDORSED IN BLANK, FOR 110% OF THE INVOICE COST INCLUDING: THE INSTITUTE CARGO CLAUSES (), THE INSTITUTE WAR CLAUSES AND THE INSTITUTE STRIKES RIOTS AND CIVIL COMMOTIONS CLAUSES _____.
 ㉓ PACKING LIST IN _____
 CERTIFICATE OF ORIGIN G.S.P. FORM-A IN _____
 CERTIFICATE OF ORIGIN IN _____

商品 (極力簡潔にご記入下さい)
 COVERING GOODS ㉔ _____

特別条件 ㉕ (極力簡潔にご記入下さい)
 SPECIAL CONDITIONS
 取引条件 : TM: ㉕ _____ (PLACE)
 TRADE TERMS CIF CFR (C&F) FOB _____

T.T. REIMBURSEMENT IS (ACCEPTABLE / PROHIBITED).
 ALL BANKING CHARGES AND COMMISSIONS INCLUDING REIMBURSEMENT COMMISSIONS OUTSIDE JAPAN ARE FOR ACCOUNT OF BENEFICIARY.
 DISCREPANCY CHARGES ARE FOR ACCOUNT OF (APPLICANT / BENEFICIARY).
 ACCEPTANCE COMMISSION AND DISCOUNT CHARGES ARE FOR ACCOUNT OF (APPLICANT / BENEFICIARY). (アクセプタンスは輸出者負担、円建期限付はどちらかを選択)

書類送付方法: 仲介貿易の場合は、特別の指示がない限り Mail として扱わせていただきますので、ご了承下さい。

THIS CREDIT IS SUBJECT TO THE UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS (2007, REVISION) INTERNATIONAL CHAMBER OF COMMERCE PUBLICATION NO. 600. REIMBURSEMENT CLAIMS ARE SUBJECT TO THE UNIFORM RULES FOR BANK-TO-BANK REIMBURSEMENTS UNDER DOCUMENTARY CREDITS, ICC PUBLICATION NO. 725

貴行に別に差し入れた信用状取引約定に基づき、上記内容の信用状の発行を依頼します。
 AUTHORIZED SIGNATURE (お届けの署名または記名捺印)

<国際事務センター記入欄> デポ銀行 : 01: _____ 通貨コード : 03: _____ AIR : 04: S · A 原産地 : 05: _____	確認信用状の場合: 国際事務センターへ照会のうえ、確認銀行名を記入。 銀行名 _____	<外為店記入欄> 発行手数料 基本 _____ 料率 _____	<店記入欄> 輸入ユーザンス 料率: ①・② () % ① 一覽払 ② 本邦ローン () 日 ③ アクセプタンス () 日 ④ 円建期限付 () 日 金利負担: シッパー・バイヤー ④ その他 _____	ハネ返り融資 ① 商手 ② 手貸 () 日	議 (協) 議 都 度 極 度 集 協 番 号 極 度 額 (指示・条件) (本件後残高)	支店長 副支店長 課長
--	--	---	--	------------------------------	--	-------------------

サイン 照合印

太枠内にご記入下さい。
□には該当するものにXをご記入下さい。

L/C発行依頼書の記入方法

⑮ **信用状の指定銀行と使用方法**:信用状を使用できる銀行を、信用状通知銀行(ADVISING BANK)に限定する(RESTRICT)か、どの銀行(ANY BANK)でも良いことにするか、を明示して下さい。また、信用状の使用方法について、「引受(BY ACCEPTANCE)」か「買取(BY NEGOTIATION)」のいずれかを選んで下さい。他にも「一覧後払い」「後日払」がありますが、荷為替のための信用状には、「引受」と「買取」が一般的です。

⑯ **満期の表示**:輸出者が振り出す為替手形の期限を表示して下さい。一覧払とするか期限付とするかは、発行依頼人と海外輸出業者との契約条件や、振出地・引受/支払地における商慣行を考慮する必要があります。

⑰ **手形の振出限度額**:商業送り状(COMMERCIAL INVOICE)の金額に対する、手形限度額の割合を明示して下さい。商業送り状金額全額を手形金額とする場合は、「FULL INVOICE VALUE」にチェックして下さい。

⑱ **手形支払銀行***:特殊な条件がなければ、特別な指示は不要です。

⑲ **商業送り状**:必要とする通数を記入して下さい。作成方法や記載事項について特別の指定をする場合は、その内容を記入して下さい。

⑳ **船荷証券**:船荷証券は通常、同等の効力をもった正本が3通発行されますが、原則として全通の提出となります。また取引条件(後述)がCIFまたはCFRの場合は「FREIGHT PREPAID(運賃支払済)」、FOBの場合は「FREIGHT COLLECT(運賃要支払)」を表示して下さい。

㉑ **航空貨物運送状**:航空便による輸送の場合は船荷証券に代わって航空貨物運送状が必要となります。当行を荷受人とし、船荷証券と同様「FREIGHT PREPAID」または「FREIGHT COLLECT」を表示して下さい。

㉒ **保険証券**:取引条件がCIFの場合、原則として白地裏書の行われた保険証券2部を要求します。付保金額は、商業送り状金額の110%以上です。また、CFRやFOBが取引条件で海上貨物保険契約が輸入者負担の場合は、「INSURANCE TO BE EFFECTED BY APPLICANT」にチェックし、保険会社名をお知らせ下さい。

㉓ **その他の書類**:契約上、その他の書類が必要な場合は、書類名・通数・作成者等を明示して下さい。梱包明細書(Packing List)、原産地証明書*(Certificate of Origin)、重量容積明細書*(Weight and Measurement List)等があります。

㉔ **商品**:荷物の名称を明確に記入して下さい。必要に応じて品質・数量*・容積・重量等を指定して下さい。単価と数量を指定する場合は、信用状金額と矛盾しないようにして下さい。

㉕ **取引条件**:取引条件の明確な指図をして下さい。主なものは以下のとおりです。
 FOB: 船積港において、船上に商品を積み込むまでの値段。運賃と保険料は含まない。
 CFR: FOBに運賃を加えた値段。保険料は含まない。
 CIF: 運賃・保険料とも込みにした値段。

㉖ **特別条件**

- ◆ TTリンバースメント: 輸出者の取引銀行が、電信で決済代金の即時償還を請求することをTTリンバースメントと言います。この場合、書類が到着する前に輸出者に対して決済代金が支払われる可能性があります。条件として許容するかどうかを明示して下さい。
- ◆ 国外で発生する手数料の負担者を表示して下さい。特に指定が無い場合は受益者負担となります。
- ◆ ディスクレ・チャージ: 瑕疵(ディスクレ)がある書類を取り扱う場合の、手数料負担を明示して下さい。

*は4ページに解説があります。

用 語 解 説

確認信用状

発行依頼人が確認の付与を依頼しても、発行銀行と通知銀行の間にその取り決めが無いと、確認の取扱ができない場合がある。

譲渡可能信用状

通常の信用状では、受益者は信用状に表示されている者に限られる。しかし、信用状に「譲渡可能」の文言がある場合、第三者に信用状が譲渡されることが可能。譲渡には次のような条件がある。

- ①信用状に「transferable」と表示されている。
- ②譲渡は、第一受益者から第二受益者に対して1回限り可能。
- ③信用状が分割船積を禁じている場合、分割譲渡はできない。
- ④信用状金額・商品単価の減額、有効期間・書類呈示期間・積出期間の短縮は可能だが、その他の条件は変更できない。
- ⑤すぐに使用可能な信用状であること。

(信用状の)通知

当行からは信用状は電気で送付される。通常、通知銀行ではこれを接受すると、通知書を作成し、受益者へ交付する。

コルレス銀行

Correspondent Bank. 国際決済を行うにあたり、外国為替取引の決済に関する契約であるコルレス契約(Correspondent Agreement)を結んでいる銀行。海外の銀行間には、為替決済について最終的な決済をする中間銀行が存在しないため、このような契約を個々の銀行間が締結している。

L/C発行金額

後述の数量と同様に、L/C発行金額も金額に「about(約)」を付けると、10%以内の範囲で増減が許容される。また、「more or less allowed」の欄に具体的な数字(例えば、5% more or less)を記入して増減額に対応することもできる。

有効期限・呈示期間

信用状の有効期限かつ呈示期間内に、銀行に手形・書類が呈示されなければならない。また、信用状に呈示期間が明示されていない場合は、船積書類の発効日後21日以内に呈示されなければならない。



船積期限と分割船積

分割船積の取引で船積時期を指定する場合は、注意が必要。個々の船積時期・数量が決まっていないと、契約どおりのスケジュールによる船積でなくても、信用状上の船積期限内であれば、輸入者は書類を受け取らなければなりません。また一部のみの船積では商品の価値が減少するような場合には、分割船積の許容は慎重にしなければなりません。

手形支払銀行

通常は発行銀行のコルレス銀行を手形の支払銀行としますが、銀行では通貨の種類、コルレス契約等の状況を勘案して支払銀行を選びますので、「drawn on」の後に、「you or your correspondent」の文言が入る。

原産地証明書

貨物の原産地を証明する書類。所定の様式で作成し、各地の商工会議所等の公共団体、政府機関、輸入国の領事等が査証を行う。また現在日本は、いくつかの国と自由貿易協定(FTA)や経済的連携協定(EPA)を結んでいるが、これらの協定国との取引では、原産地証明書が必要。

重量容積明細書

公的検量人により発行された貨物の重量・容積・個数に関する証明書。この数字が海上運賃の基礎となる。通常は輸出地の公的機関等によって作成されるので、対外的に証明書としての効力を有する。

(商品の)数量

工業製品のような包装貨物であれば、包装ごとに個数で数えることができるが、貨物の種類によっては、誤差が出やすいものもある。梱包せずバラで積み込むような物は、大量に取引されることが多くなる。商品ごとに標準的な軽量単位や取引単位が決まっていますが、慣習的に多少の誤差が許容される。一方、定められた数量の出荷が信用状による決済の前提なので、誤差が想定される場合には、過不足の幅について信用状に適切に反映される必要がある。信用状統一規則では「about(約)」が数量の前に記載されていれば、10%の過不足を容認する、とされているので、これで過不足許容条件に対処する場合もある。逆に過不足を許容しない場合は、その旨を明示しなければならない。表示がないと5%以内の過不足が許容されることになる。

貿易実務のツボ

発行：北陸銀行

国際部 国際業務推進グループ

〒930-8637 富山市堤町通り1-2-26

TEL: (076)423-7111(代表) FAX: (076)423-7561

E-mail: kokugyo@hokugin.co.jp